



万一死亡したときは 遺族基礎年金

あなたの国民年金

パート29

国民年金加入中に

夫を亡くした子のある妻、または子に支給されます。

受ける条件

国民年金に加入期間中、保険料の納付済と免除期間をあわせて加入期間の3分の2以上の納付済があることが必要です。

支給される遺族の範囲

生計を同じくしていた妻と子か、子だけになった場合にも支給されます。

特例として

平成8年3月31日以前に死亡した場合は最近の1年間に保険料の納め忘れがないこと。

妻と子の場合



702,000円

+



202,400円

+



202,400円

=

子が1人
いる妻

904,400円

子が2人
いる妻

1,106,800円

子が3人
いる妻

1,174,300円

(※子が3人以上
1人67,500円加算)

子だけの場合



702,000円

+



202,400円

=

子が1人

702,000円

子が2人

904,400円

子が3人

971,900円

(※子が3人以上
1人67,500円加算)

子が18歳になるまで

遺族基礎年金は子が18歳になるともらえません。障害を持った子は20歳までもらえます。20歳になるとその子自身が障害基礎年金をうけられます。

問合せ 住民福祉課年金係 ☎84-1211 内線155

12月26日(木)は、国民年金12月分の納期です。